

広島県告示第六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十一年一月二十二日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業所		サービスの種類	指定期間
			名称	所在地		
特定非営利活動法人エルシヤダイ	広島市中区加古町一四番八号	よりそう心介護ステーション	広島市中区加古町一四番八号	訪問介護	平成二十一年一月一日	
株式会社ARI ENCE	広島市安佐北区あさひが丘二丁目四番二八号	デイサービスセンターCOCO	広島市安佐北区落合二丁目三〇番三三号五スヘンサクむら一〇三号	通所介護	平成二十一年一月一日	
有限会社トッツ	尾道市平原三丁目一番一五号	デイサービスセンターふぁみりい御調	尾道市御調町貝ヶ原三四一	通所介護	平成二十一年一月一日	
株式会社彩幸ネットワーク	府中市高木町一五七七番地の五	デイサービスことぶき庵	府中市中須町四二四番地の一	通所介護	平成二十一年一月一日	
有限会社開花	広島市南区堀越三丁目一番一〇一	デイサービスセンター開花	安芸郡海田町柴町二一六	通所介護	平成二十一年一月一日	